判決年月日	平成29年12月25日	提	知的財産高等裁判所	第1部
事件番号	平成29年(行ケ)第10080号	翿		

〇 被告の有する登録商標について、商標法4条1項15号、7号及び19号該当性を否定して、無効審判請求を不成立とした審決を、同15号該当性の判断に誤りがあるとして取り消した事例

(関連条文) 商標法 4 条 1 項 1 5 号

(関連する権利番号等) 無効2015-890100号, 商標登録第5664585号

判 決 要 旨

【本件商標】



指定商品 第1類「洗浄用ガソリン添加剤、燃料節約剤、原動機燃料用化学添加剤、窓ガラス曇り止め用化学剤、不凍剤、ラジエーターのスラッジ除去用化学剤、静電防止剤(家庭用のものを除く)、塗装用パテ、内燃機関用炭素除去剤、油用化学添加剤、ガラスつや消し用化学品、タイヤのパンク防止剤」、第3類「家庭用帯電防止剤、さび除去剤、ペイント用剥離剤、埃掃除用の缶入り加圧空気、香料、薫料、自動車用消臭芳香剤、風防ガラス洗浄液、自動車用洗浄剤、自動車用つや出し剤、スプレー式空気用消臭芳香剤」、第4類「塵埃抑止剤、塵埃除去剤、潤滑剤、清掃用塵埃吸着剤、革保存用油、自動車燃料用添加剤(化学品を除く)、動力車のエンジン用の潤滑油、点火又は照明(灯火)用ガス、内燃機関用燃料、工業用油用及び燃料用添加剤(化学品を除く)」及び第5類「防臭剤(人用及び動物用のものを除く)、防虫剤、虫除け用線香、空気浄化剤、スプレー式空気用 芳香消臭剤、殺虫剤、衛生用殺菌消毒剤、くん蒸消毒剤(棒状のものに限る)、くん蒸消毒剤(錠剤に限る)、中身の入っている救急箱」

【引用商標】



- 1 被告は、本件商標の商標権者である。原告が無効審判請求(無効2015-890 100号)をしたのに対し、特許庁は、本件商標は商標法4条1項15号、7号及び19 号に該当しないとして、請求不成立の審決をした。本件は、原告が審決の取消を求めた事 案である。
- 2 審決は、引用商標は、本件商標の登録出願時及び査定時において、我が国の取引者、需要者の間で広く認識されて著名になっていたとはいえず、その独創性の程度は高いとはいえず、本件商標と引用商標の類似性の程度も低いものであること、引用商標が表示(使用)されている商品等と本件商標の指定商品との関連性や取引者及び需要者の共通性も認められず、本件商標が引用商標との関係において出所の混同のおそれを生じさせる取引上の実情があるともいえないことから、本件商標をその指定商品に使用しても、その出所について混同を生ずるおそれはないというべきであると判断した。

これに対し、本判決は、要旨、次のとおり判示して、本件商標が商標法4条1項15号に該当しないとした審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

3 本件商標と引用商標は、全体的な構図として、黄色系暖色調の無地の背景図形の前に、左向きに描かれて角を突き出した赤色の躍動感のある姿勢をした雄牛の図形が配置されるなどの基本的構成を共通にするものであり、本件商標が使用される商品である自動車用品関連商品等の商品の主たる需要者が、商標やブランドについて正確又は詳細な知識を持たない者を含む一般の消費者を含み、商品の購入に際して払われる注意力はさほど高いものとはいえないことなどの実情や、引用商標が高度の独創性を有するとまではいえないものの我が国において高い周知著名性を有していることなどを考慮すると、本件商標が、指定商品に使用された場合には、これに接した需要者(一般消費者)は、それが引用商標と基本的構成が類似する図形であることに着目し、本件商標における細部の形状などの差異に気付かないおそれがあるといい得る。

また、引用商標は、自動車関連の分野においても、レッドブル社の商品等を表示するものとして、取引者、需要者の間において著名であり、引用商標をその構成とする使用商標について、多数のライセンスが付与され、自動車関連商品等の多様な商品について引用商標を含む使用商標が付されて販売されているところ、本件商標の指定商品には、引用商標の著名性が取引者、需要者に認識されている自動車関連の商品を含むものといえるのであるから、本件商標をその指定商品に使用した場合には、これに接する取引者、需要者は、著名商標である引用商標を連想、想起して、当該商品がレッドブル社又は同社との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある者の業務に係る商品であると誤信するおそれがあるものというべきである。

したがって、本件商標は、商標法4条1項15号に該当するものとして商標登録を受けることができないというべきであるから、これと異なり、本件商標が同号に該当しないとした審決の判断には誤りがあるといわざるを得ない。